

事務連絡
令和2年7月7日
令和2年8月6日一部修正

障害児通所支援事業所各位

芦屋市こども・健康部子育て推進課

学校再開後の障害児通所支援事業所の対応について（その2）

平素より本市の福祉行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、「学校再開後の障害児通所支援事業所の対応について」（令和2年6月5日付事務連絡）の通りお示ししておりましたが、その後の国の通知を踏まえ、本市における7月以降の障害児通所支援事業所の取扱いについて、下記の通りお知らせいたします。なお、下記1、2の取扱いは、放課後等デイサービス事業所に限ります。

記

1. 放課後等デイサービスの基本報酬について

①学校休業日単価の終了について

学校休業日単価の終了日は、7月31日とします。終了日までは、全ての児童について学校休業日単価で算定してください。**平日単価→学校休業日単価への切替えにより増加した利用者負担は免除となります。**

②8月以降の報酬単価について **8月以降の夏季休業中の報酬単価について**

~~新型コロナウイルス感染症の影響により、夏季休業期間が児童によって異なる場合があります。夏季休業期間の学校休業日単価の取扱いについては、後日通知いたします。~~

8月1日より、夏季休業中の児童については、例年通り学校休業日単価を算定してください。夏季休業期間ではなく学校の授業がある児童については、平日単価となります。学校により夏季休業期間が異なるため、通所した児童毎に算定してください。

2. 放課後等デイサービスの6月以降の利用者負担及び報酬請求の取扱いについて

別途お知らせしている「新型コロナウイルス感染症防止に関連する放課後等デイサービス利用等に関する6月以降のサービス提供分に係る利用者負担及び報酬請求の取扱いについて」（令和2年7月6日付芦屋市こども・健康部子育て推進課）の通りです。以前の取扱いからの変更点・注意点等記載しておりますので、ご確認ください。

上記の通知に記載している「3. 対象となる費用（1）～（4）」については、7月末まで利用者負担免除の対象（新型コロナウイルス感染症と関係のない臨時休業日は除く）となりますが、8月以降は免除の対象となりませんのでご注意ください。なお、（5）電話等による代替的支援にかかる利用者負担については、今後も引き続き免除の対象となります。

「新型コロナウイルス感染症防止に関連する放課後等デイサービス利用等に関する6月以降のサービス提供分に係る利用者負担及び報酬請求の取扱いについて」（令和2年7月6日付 芦屋市こども・健康部子育て推進課）より抜粋

3. 対象となる費用
- 8月以降は免除対象ではない
- (1) 学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童であって、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数より多くのサービスを利用したことに伴い増加した報酬の差額
 - (2) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童について、臨時休業に伴い当初の利用日数より多くのサービスを利用した場合にかかる費用
 - (3) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童について、放課後等デイサービスの基本報酬単価が、平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した報酬の差額
 - (4) 臨時休業に伴って長時間の開業を行い、早期開所による延長支援加算の算定単位の増が生じた場合に係る費用
- 継続 — (5) 代替的支援（電話等）により、児童の健康管理等を行った場合に係る費用

<その他追記事項>

免除対象となる費用のうち、「(2) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童について、臨時休業に伴い当初の利用日数より多くのサービスを利用した場合にかかる費用」については、事業所毎ではなく、利用者毎に当初の利用日数を超過しているか判断します。

したがって、複数事業所を利用している児童については、他事業所を含めた全体の利用予定日数を把握した上で、超過日数を算定してください。

<例> 当初の利用予定（合計20日）



⇒この場合、利用日数の超過は発生しなかったことになります。

3. 電話等による代替的支援の取扱いと注意点について

- ・当面の間、継続とします。ただし、新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合に限ります。単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

- ・ 代替的支援を行った日時，支援方法，支援内容等について，必ず記録を残してください。
- ・ 代替的支援は，通常の支援の提供の代替手段という位置づけであるので，サービス等利用計画に基づいた利用予定日に提供を行うことを基本としてください。同一日にサービス提供が重複した場合，1日に報酬請求できる事業所は1事業所のみとなります。

4. 定員超過減算・人員欠如減算の取扱いについて

新型コロナウイルスに関連した利用により，定員を超えて児童を受け入れた場合や，一時的に人員基準を満たさない場合については，当面の間，定員超過減算・人員欠如減算を適用しないこととします。ただし，安全・衛生管理については十分に配慮し，人員基準等を著しく欠いた運用とならないように注意してください。

5. その他

- ・ ご不明な点については市へお問い合わせください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う利用者の利用自粛により，収入等が20%以上減額した市内事業所に対し，事業継続支援金を支給します（支給額：1法人あたり30万円（上限），申請受付期間：8月31日（月）まで）。申請方法等はホームページをご確認ください。

<http://www.city.ashiya.lg.jp/shougai/korona/jigyokeizokusien.html>

（連絡先）

芦屋市こども・健康部子育て推進課
電話 0797-38-2045（直通）